



# ふれっしゅ水道

## 守りたい！水源の森

### 第30回『水源の森応援隊』森林整備活動参加者募集

『水源の森応援隊』と共に、長野県木曽郡で行う間伐などの森林整備活動に参加してくださる方を募集します。

健全な水源の森を守り育てるための活動を行いませんか。

みなさまのご応募をお待ちしています。



#### ■とき

令和6年5月25日（土）  
午前6時受付開始  
午前6時30分出発  
※雨天実施

#### ■集合場所

愛知中部水道企業団

#### ■開催場所

長野県木曽郡王滝村

#### ■内容

間伐作業と獣害対策テープ巻き作業を予定（山の斜面が急な場所もあります）

#### ■応募資格

豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町にお住まいの方（未就学児童を除く）

#### ■参加費

大人 1,000円  
子ども 500円

#### ■服装・持ち物

作業のしやすい服装（長袖・長ズボン）、作業用手袋、作業用靴、雨具、弁当、飲み物

#### ■応募方法

4月15日（月）までに、参加者の氏名（ふりがな）、年齢、住所、電話番号、緊急連絡先を記入のうえ、本企業団総務課へ（電話・FAX・Eメール・はがき可）

#### ■その他

当日のお昼には、豚汁とお茶を用意する予定です。

※1名から4名までの単位で応募いただけます。

※応募者多数の場合は抽選となります。抽選結果は、4月下旬に郵送でお知らせします。なお、複数名での応募の場合は代表者の方のみへ通知します。

※電話の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります（土・日・祝日を除く）。

#### ■お問い合わせ先

総務課  
0561（38）0036

森林整備活動の様子はこちら▶





# 企業団議会から

お問い合わせ先 議会事務部局 0561(76)0065

令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会が12月26日に開催され、提出議案1件が原案どおり可決されました。

議案第10号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年第1回愛知中部水道企業団議会定例会が3月6日に開催され、提出議案4件が原案どおり可決されました。

議案第1号	愛知中部水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	詳細は <a href="#">こちら</a>
議案第2号	愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第3号	愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について	
議案第4号	令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について	



本企業団では、予算および決算の状況をホームページで公表しています。

お問い合わせ先 経営企画課  
0561(76)0072

詳細は[こちら](#)

QR code

## 取替工事のお知らせ・ご注意

水道メータは、計量法により、8年間の有効期限が定められており、本企業団では、有効期限満了前に新しい水道メータへの取替えを順次行っています。

## 水道メータの取替えにご協力をお願いします

▼お問い合わせ先 営業課  
0561(38)0033

本企業団では、予算および決算の状況をホームページで公表しています。

お問い合わせ先 経営企画課  
0561(76)0072

詳細は[こちら](#)

QR code

## お知らせ

## 予算・決算について

## ●取替費用は無料です。

水道メータの取替えに際して、お客様の費用負担はありません。

## ●立ち会いは不要です。

作業前にお声掛けさせていただきますが、ご不在でも作業させていただく場合がありますのでご了承ください。

## ●取替時に20分程度断水します。

水道メータの口径などの状況により、それ以上の時間を要する場合もあります。



とありますので、少し水を流してからご使用ください。  
立ち会いや取替日の事前予約などをご希望の場合は取替業者に直接お問い合わせください。

## 悪質な業者にご注意ください

▼お問い合わせ先 営業課  
0561(38)0033

本企業団関係者を装って、水道料金や工事代金などの名目で現金をだまし取ろうとする、悪質な業者に関する情報が寄せられています。

こんな理由で突然訪問し、お金を請求してきたり要注意です！



本企業団では、貯水槽の設置者は、貯水槽の管理を怠ると水質汚染などの原因になります。安全で安心な水の確保のために、定期的に貯水槽の清掃をお願いします。

また、貯水槽の設置者は、貯水槽の管理を怠ると水質汚染などの原因になります。安全で安心な水の確保のために、定期的に貯水槽の清掃をお願いします。

管から供給された水をいつたんためて利用者へ給水するものです。この貯水槽の清掃は、毎年1回以上定期に行うよう設置者

の管理責任が定められています。安全で安心な水の確保のために、定期的に貯水槽の清掃を行ってください。

## 貯水槽の衛生管理を徹底しましょう

▼お問い合わせ先 給水課  
0561(38)0035

建築物や、学校や病院といった施設などには、貯水槽が設置されています。貯水槽とは、受水槽や高置水槽などの総称で、配水





